

## 公益社団法人愛知県臨床検査技師会選挙管理規程

平成 27 年 12 月 2 日制定  
平成 28 年 2 月 3 日一部改訂  
令和 3 年 10 月 6 日一部改訂

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人愛知県臨床検査技師会役員推薦規程第 11 条より、選挙に関する実務並びに管理について定める。

### 第 2 章 委員会

（選挙管理委員会の設置）

第 2 条 前条に定める選挙を行うため、選挙管理委員会を置く。

（選挙管理委員会の構成）

第 3 条 選挙管理委員会は、選挙管理委員をもって構成し、選挙の公正を保ち、当該選挙に係る一切の権限と責任を持つ。

（選挙管理委員会の業務）

第 4 条 選挙管理委員会は、役員推薦委員会から届けられた立候補者から、役員候補者を選出するため次に掲げる業務を行う。

- （1）選挙の公示
- （2）投票及び開票の管理
- （3）投票の有効及び無効の判定
- （4）当選の確認及び告示
- （5）その他選挙管理に必要な事項

（選挙管理委員）

第 5 条 選挙管理委員は、正会員 7 名により次の通り構成する。

- （1）委員長 1 名
- （2）委員 6 名

2 選挙管理委員の任期は、選任から次の定時総会終了までとする。

3 選挙管理委員は、各地区において正会員の中から 1 名を選出し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。但し、選挙管理委員は理事、監事、または資格審査委員兼議事運営委員を兼ねることはできない。

4 選挙管理委員が、当該選挙の立候補者又は立候補者推薦人となるときには、選挙管理委員を辞任しなければならない。

5 選挙管理委員に欠員が生じた場合には、各地区において欠員の選任を行う。この場合の新委員の任

期は、前任委員の残任期間とする。

6 役員推薦委員は選挙管理委員を兼ねることができる。

（選挙管理委員長）

第6条 選挙管理委員長は、委員の互選により選出する。

2 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を代表し、委員会を主宰する。

### 第3章 選挙

（用語の定義）

第7条 この規程で用いる主な用語の定義は、以下の通りとする。

- 一 立候補者とは、会長もしくは副会長候補者として推薦を得るべく立候補した、役員推薦委員会が認めた被選挙権者をいう。
- 二 選挙期間とは、選挙告示のあった日から当選者が決定した日までをいう。
- 三 投票開始日とは、選挙管理委員会で定めた投票用紙等の発送日、または電磁的方法による開始日をいう。

（選挙人）

第8条 選挙における有権者は、正会員とし、在籍の基準とする日は、選挙管理委員会で定めるものとする。

（選挙人名簿）

第9条 選挙管理委員会は、前条に定める選挙人を確認するため、選挙人名簿を備えなければならない。

- 2 当会の事務所に選挙人名簿を備え、閲覧者の便宜をはからなければならない。
- 3 正会員は、選挙人名簿を定められた期間内に閲覧することができる。
- 4 選挙人名簿の閲覧期間は選挙期間とする。

（選挙の公示）

第10条 選挙管理委員会は、投票開始日30日前までに、下記の必要事項を公示しなければならない。

- 一 会長もしくは副会長候補者の選出に関する選挙であること
- 二 投票開始日
- 三 投票受付期間
- 四 開票日
- 五 選挙人名簿閲覧期間
- 六 その他必要事項

（選挙公報）

第11条 選挙公報は、次の事項を明示して立候補受付日から投票開始日までの間に行わなければならない

ない。

- 一 候補者の氏名、略歴及び立候補趣旨
- 二 その他必要事項

（選挙公報の方法）

第12条 選挙の公示、その他選挙に関する公報は、当会の会報またはホームページを通じて行うものとする。

（投票）

第13条 投票は1人1票とする。

- 2 選挙人は、指定された方法で投票しなければならない。
- 3 投票用紙の場合は、送付先は当会の事務所（選挙管理委員会宛）とする。
- 4 電磁的方法による投票の場合は、当会ホームページ会員サイトにて行うこととする。

（開票）

第14条 開票場所は、当会の事務所とする。

- 2 開票は開票立会者の立ち会いのもとに選挙管理委員が行うものとする。
- 3 開票作業は、原則として開票日1日で行うものとする。
- 4 第2項に規定する開票立会者は各立候補者が選挙人から1名指定するものとする。
- 5 開票立会者は、開票に疑義がある場合には、委員長に申し立てができる。

（無効票の判定等）

第15条 以下の各号の一に該当する投票は無効とする。

- 一 投票が投票用紙の場合、正規の投票用紙を用いていないもの。
- 二 決められた数以上の投票をしたもの。
- 三 その他選挙管理委員会で無効と判断したもの。

（選挙の成立）

第16条 有効投票数が、全投票数の過半数に達しない場合は選挙が成立しない。

（当選者の決定）

第17条 立候補者のうち、最高得票の順で当選とする。

- 2 得票が同数で当選者を決定できない場合は、その該当候補者がくじを引くことにより決定する。

（次点者の決定）

第18条 当選者の次に得票数が多い者を次点者とする。

（当選者及び次点者の告示）

第19条 選挙管理委員会は、当選者が決定したときは速やかにその旨を本人及び当会の会長に通知するとともに、当選者及び次点者の氏名及びその得票数を告示しなければならない。

（当選者の辞退）

第20条 当選者は相当の理由がなければ、当選決定を辞退することはできない。

（異議申し立て）

第21条 当選者以外の候補者は、この選挙に異議のある場合は、当選者の告示日から5日以内にその旨を、書面をもって選挙管理委員会に申し立てることができる。

（選挙運動）

第22条 選挙運動は、選挙の告示のあった日から投票開始日の前日までとする。

2 選挙管理委員会は、不適切な選挙運動と認めた場合は、これに対して警告することができる。

（無投票当選）

第23条 立候補者が、定数以内のときは、選挙管理委員会の議決を経てこれを無投票による当選者とする。

（記録及び保管）

第24条 選挙に関する記録は、選挙管理委員会がこれを作成し、保管しなければならない。

#### 第4章 雑則

（雑則）

第25条 この規程で定められていない事項で必要なときは、委員会において定め理事会の承認を得なければならない。

（改廃）

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1 この規程は、平成27年12月2日から施行する。

2 この規程の一部を改定（電磁的方法の追記）し、令和3年10月7日から施行する。